

人権条例って、どこが問題？

友だちとの会話も
報道も窮屈に

昨年9月県議会が制定した「鳥取県人権条例」。法律家はじめ県の内外からきびしい批判の声がよせられています。何が問題なのか、ごいっしょに考えてみましょう。

友達との会話が通報されて、あなたも加害者に

- ◎ 条例では、扱う人権問題の範囲が広く、友達との会話も対象となります。しかし、何を人権侵害とするかが「あいまい」で、しかも通報は、第三者でも、「おそれの場合」でもできるので、誰でも「侵害者」になる可能性があります。
- ◎ 「罰則」があり、強い強制力があります。ひとたび「侵害者」とされれば、勧告を拒否すれば「氏名の公表」、調査を拒否すれば「5万円以下の罰金」となります。これでは、自分が納得していなくても、なかなか拒否できません。

「鳥取県人権条例」より
第17条「何人も、本人が人権侵害の被害を受け、受ける恐れがあるときは…申し立て…できる。何人も、本人以外の者が人権侵害の被害を受け、受けるおそれがあるときは…通報…できる。」
第28条「…調査を拒み、妨げ、忌避した者は、5万円以下の過料に処する。」

行政の言論規制は「憲法違反」です

- ◎ 条例の運営にあたるのは、知事が任命した「人権救済委員」であり、行政機関そのものです。「国民の表現の自由」を守らなければならない行政機関が国民の言論の自由を規制するのは、憲法違反です。



条例の根拠はありません

- ◎ 片山知事は「県として県内の人権侵害の実態をつかんでいない」と発言しています。提案した県議会議員も、なぜこの条例でなければだめなのか十分説明ができません。

条例を凍結すると言いますが・・・

片山知事は、条例の根拠がないので、いったん停止して、じっくり人権侵害の実態調査をするとしています。しかし条例を提出した県議会議員の多くは、あくまで「実施」や「部分修正して早く実施を」と主張しているため、まだ結論は出ていません。

2月県議会（24日開会）に条例の行方が託されます。

**「人権条例」は、必要性が確認されず、廃止が一番
2月県議会提出の「人権条例廃止署名」にご協力ください**

「鳥取県人権条例」の改廃を求める鳥取県連絡会

★署名はこちら → 連絡先／鳥取市桜谷 192-18 TEL090-9501-6789(小橋) FAX(0857)24-4491
署名はホームページからもとれます <http://www.jcptori.jp/>